

第67回
社会を明るくする運動



7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。

この運動は、犯罪や非行の防止と薬物依存や罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築くため、「出所者などの事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと」「帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと」と、「犯罪をした高齢者・障害者、薬物依存者などが社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること」などを重点事項に掲げ、全国的に運動が展開されます。

○お問い合わせ
本庁健康福祉課 福祉係

☎ 43-2116 (直通)

第67回社会を明るくする運動
作文コンテストの実施について

法務省では、「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の力」をテーマに作文コンテストを実施します。

◆**応募資格** 町内の小学生・中学生
◆**テーマ** 「日常の家庭生活、学校生活の中で体験したことをもと

に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたこと」

◆**原稿** 400字詰め原稿用紙3〜5枚程度で手書きのもの

◆**応募先**

- ・本庁健康福祉課福祉係
- ・教育委員会(佐賀支所内)

◆**締切** 9月8日(金)

作品は、他のコンテストに応募していない自作(未発表のもの)に限り、原則原本とします。

◆**注意事項**

- ・題名、学校名、学年、氏名を明記
- ・著作権は主催者に帰属
- ・作品は原則返却しない
- ・最優秀・優秀作品は、報道機関やインターネット、作文集などに氏名および学校名とともに掲載する場合があります

○お問い合わせ

「社会を明るくする運動」

高知県推進委員会事務局

☎ 088-873-5118

西部広域手話通訳者設置事業
について

高知県では、4月から幡多総合庁舎内に手話通訳者を配置しました。手話通訳者は聴覚障がい者が地

域で安心して暮らすことができるよう、手話を用いて聴覚障がい者とのコミュニケーション支援を行います。

◆**業務内容**

- ◎手話通訳および聴覚障がい者全般にわたる相談・支援の窓口
- ◎関係機関との同行通訳
- ◎聴覚障がい者の実態調査及び防災対策

◆**相談** 祝日、年末年始を除く、月・水・木曜日の午前9時から午後5時まで受け付けます。お気軽にご相談ください(相談は無料です。)

○設置場所・お問い合わせ先

四万十市中村山手通19

幡多総合庁舎 1階幡多福祉保健所

☎・☎ 34-9633

平成29年度慰霊巡拝参加者募集

厚生労働省及び高知県では、平成29年度の慰霊巡拝に参加を希望する方を募集しています。慰霊予定地は次のとおりですが、地域ごとに募集人員、募集時期等が異なります。参加資格など詳細については、左記までお問い合わせください。

◆**対象地域** ①沿海地方②インドネシア③硫黄島④トラック諸島⑤

ファイリピン⑥マーシャル・ギルバート諸島

○お問い合わせ

健康福祉課福祉係

☎ 43-2116 (直通)

心配ごと・困りごと、人権・行政相談所の開催

社会福祉協議会相談員、人権擁護委員、行政相談委員などが皆さんの相談を受ける相談所を開きます。皆さんの心の負担が少しでも軽くなればと考えています。心配ごと、もめごと、人権侵害や行政に関する相談など、ひとりで悩まざり気軽にご相談ください。相談の秘密は必ず守り、料金は無料です。

◆**開催日時・場所**

- ・7月14日(金)午前10時〜正午 田野浦避難集会所
- ・7月14日(金)午後1時〜3時 保健福祉センター(本庁前)
- ・8月8日(火)午前10時〜正午 午後1時〜3時 総合センター(佐賀支所前)

※7月14日(金)午後の相談所には、行政書士もいます。

○お問い合わせ

本庁住民課 人権啓発係

☎ 43-2800 (直通)